

[別紙1]

## 鳥取県GAP取組・認証拡大推進事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (毎年度2月10日まで)

○交付申請は、記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から30日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費(GAP認証審査費用)の支払いが完了した日のことです。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

変更申請書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内または交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

額の確定通知書記載の支払予定月末までに指定口座に振り込みますので、振込指定口座を口座振替依頼書に記載して提出ください。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興監生産振興課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7281 [seisanshinkou@pref.tottori.jp](mailto:seisanshinkou@pref.tottori.jp)